

「人間ドック」Q&A

Q1	臨時的任用職員、会計年度任用職員は申し込むことはできますか？
A1	4/1現在、共済組合の資格(短期組合員を含む)があって、受診日まで引き続いて資格がある見込みの方は申し込みできます。 ただし、年度途中で任期が終了予定の方は、任期内の希望日で申し込んでください。
Q2	育休中ですが、申し込むことはできますか？
A2	申し込みできます。 産休中や病休中の方も申し込みできます。 (受診できない検査項目がある場合はQ7、Q8を参照ください。)
Q3	胃カメラに変更するにはどうすればいいですか？
A3	受付開始日以降(「人間ドック」健診機関一覧表(1)参照)に <u>受診者本人が健診機関へ連絡してください。</u> ただし、健診機関によっては、受診枠がありますので変更できない場合があります。 また、 <u>差額費用が発生する場合は、全額自己負担となります。</u>
Q4	ドック決定後に健診機関を変更することはできますか？
A4	健診機関を変更することはできません。
Q5	ドック決定後に受診コースを変更することはできますか？ (1日ドック→脳ドック、脳ドック→1日ドック)
A5	受診コースを変更することはできません。
Q6	日程変更または受診をキャンセルしたいときはどうすればいいですか？
A6	受付開始日以降(P4参照)に <u>受診者本人が健診機関へ連絡してください。</u> キャンセルした場合は、共済組合へ「人間ドック取消報告書」を提出してください。 なお、日程変更する場合は、 <u>令和6年1月末までに受診するようにしてください。</u>
Q7	一部の検査項目を受診しないことは可能ですか？
A7	40歳以上の方は、特定健康診査の検査項目(身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、尿検査)については必ず受診してください。 それ以外の場合も、できるだけすべての検査項目を受診してください。
Q8	一部の検査項目を受診しない場合、自己負担額は減額されますか？
A8	<u>原則、自己負担額は変わりません。</u> ただし、一部の健診機関においては、減額となる場合があります。 詳細は、健診機関にお問い合わせください。